

ご利用規約

■運営について

- ① レンタルボックスは久里浜商店会協同組合が主催しレンタルボックス管理委員会が運営する。
- ② 商店会が運営するため、営利を目的としていません。地域、市民の皆さんに喜んで頂き、且つ商店会の活性化を図るために行います。
- ③ **販売管理料は売り上げの10%をいただきます。また、原則として月に二回程度、店番をお願いします。そして、店番の日は店内の大テーブルをご自分のカルチャースポットとして使うことができます。**
- ④ 商品の販売は店番の方にレジ管理していただきます。(使用法は簡単です)
- ⑤ 宣伝活動・販促活動は商店会・レンタルボックス運営委員が応援いたします。

■契約・出店・退店について

- ① ボックスの契約は一か月単位(1日から末日)として、退店の連絡がない場合は自動継続とさせていただきます。継続出店料は前月の20日までにお振込み願います。
- ② 退店の連絡は、契約期日15日間前までとします。
- ③ 出店料は前払いといたします。二か月お支払いのない場合は退店とみなして商品を引き揚げさせていただきます。
- ④ 引き上げた品は2週間お預かりし、その間に連絡がない場合は処分させていただきます。
- ⑤ 運営規約に反したとき、各事項が守れなかったとき、他の出店者に迷惑をかけていると判断されたときは退店していただきます。

■商品の展示、出品について

- ① 商品の販売価格、陳列は出品者様の責任でお願いいたします。
- ② 商品の追加・交換時には、必ず専用用紙に記入し、バーコードラベルを貼ってください。
- ③ 商品管理は出品者番号・商品番号など既定の手順でバーコードラベル登録をしていただきます。(どなたでも簡単にできます。)
- ④ 月末にレジ精算いたし、各出店者に売上金の10%を差し引いた額を翌月15日までにお振込みいたします。(振込料は出店者持ち)

■展示・販売禁止商品

- ① 法令に違反するもの、なま物、生き物、危険物、風俗関連、政治、宗教関係、品性を欠くもの、著作権侵害するもの。
- ② そのほか、管理者が不適切と判断した場合は出品をお断りいたします。

■破損・盗難について

- ① 火災などによる破損・紛失は保険の範囲内で保障させていただきます。
- ② 盗難や紛失した場合、落下や不備による商品の破損やライトによる焦げなどの場合は保障いたしかねます。

■ご利用料金

- ① 管理運営委員会が定める基準をもって決定します。
基本的には棚の広さで3000円・5000円・10000円といたします。
- ② 管理運営委員会が必要と判断した場合はご利用料金を変更する場合があります。
その際は事前にお知らせいたします。